

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則及び三田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月3日

三田市長 田村克也

三田市規則第28号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則及び三田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和36年三田市規則第2号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
(特別休暇) 第13条 職員が次に掲げる事由により勤務することができない場合において、任命権者がやむを得ないと認めるときは、それぞれ定める範囲内で特別休暇を与えることができる。この場合において、任命権者は、必要によりその事実を証明する書類を提出させることができる。 (1)～(3)省略 (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署への出頭	(特別休暇) 第13条 職員が次に掲げる事由により勤務することができない場合において、任命権者がやむを得ないと認めるときは、それぞれ定める範囲内で特別休暇を与えることができる。この場合において、任命権者は、必要によりその事実を証明する書類を提出させることができる。 (1)～(3)省略 (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人</u> 等として官公署への出頭

(三田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 三田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年三田市規則第3号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
(特別休暇) 第16条 会計年度任用職員が次に掲げる事由により勤務することができない場合において、任命権者がやむを得ないと認めるときは、それぞれ定める範囲内で特別休暇を与えることができる。この場合において、任命権者は、必要によりその事実を証明する書類を提出させることができる。 (1)～(3)省略 (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署への出頭	(特別休暇) 第16条 会計年度任用職員が次に掲げる事由により勤務することができない場合において、任命権者がやむを得ないと認めるときは、それぞれ定める範囲内で特別休暇を与えることができる。この場合において、任命権者は、必要によりその事実を証明する書類を提出させることができる。 (1)～(3)省略 (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人</u> 等として官公署への出頭

付 則

この規則は、公布の日から施行する。